

人格語としての方言を尊重する教育

江 端 義 夫

(要旨)

従来は方言を標準語や共通語と対比させることによつて、それを改めさせ、優位な全国共通語へと指導することが教育現場での疑われざる立場とされてきた。誰もこのことに異議を申し立てなかつた。しかし、本稿で私は従来とは全く異なる思想を述べる。即ち、それは、方言を人格語として考えるべきだという考え方である。

一・戦前・戦後に見られる「方言と標準語」を対立させた国粹主義観

現代日本において、どこかに標準語が存在すると考えている人は少なくない。教育現場の先生方にあつても、自分たちは出来ないが、放送関係者のことばは現在もなお標準語だと思つている人がいる。しかし、それが問題である。

現在、国は標準語を制定するための機関も委員会も設置してはいない。僅かに国語審議会があるけれども、これは

諮問機関であつても、強制する力を持たされていない。かつての国語調査委員会が、明治三十七年六月に

「主トシテ普通教育ニ於ケル仮名遣ノ改正及ビ標準語発音ノ制定ノ参考ニ供センガ為メ、調査事項二十九箇条ヲ印刷ニ附シ明治三十六年九月九日之ヲ各附県ニ発送シテ其ノ調査ヲ委嘱シタリ。」(注)

と書いているように、国家的な事業として標準語を制定しようとした時期には、行政側にも国民の側にも標準語発布と受容の気運が、あつたであろう。その成果として、のちに、正書法である「現代仮名遣」が出来たわけだが、これは決して話し言葉を写したものにはなつていないし、話し言葉を規制するものでもない。例えば「学校へ」と書くけれども、「gakkouhe」と発音する人はいない。「へ」は誰もが[e]と発音しながら、正書法上の約束として[he]と書くことにしているのである。したがつて、今日の国民は文章を約束に従つて、架空の標準書式でものごとを書き記しているのである。そこには、血の通つた話しことばは問題

でなかった。毎日のくらしのことばである方言と書きことばの規準を示した標準語とは、それぞれに個別に存在しうるはずのものである。

しかし、事態はそのように理性的な在り方をとらなかつた。ここに悲惨な歴史がある。戦時中の沖繩では、方言をしゃべった生徒に方言札を頭からぶらさげさせたという。軍隊でも上官の命令が下まで能率よく直ぐに達するようにと方言を禁止したことが文書にも残されている。全国各地で、教育にまじめな先生方によって国家への奉仕行為がなされた。

そればかりでは無い。国語学の領域でも、現代に至るまで講座物のシリーズで、方言が問題にされると必ず「方言と標準語」が対立概念と見なされて取り上げられてきた。

殆どが、どの方言のどの特徴を、標準語と間違つて考えられてしまつている東京語にどう矯正すべきかという内容である。もともと、方言と標準語とは対立させられるものではないはずである。だが日本では、人権に対する感性が弱く、また、人格の尊厳への配慮も十分でないために、地方と中央との差に置きかえて受けとめてしまつたのであろう。方言を人間存在にかかわつて総体として認識せず、ことばだけのこととして処理してきた長く暗い歴史があることを忘れてはなるまい。

二、戦後の平等思想による「方言と共通語」観の普及がもたらした東京方言帝王化

東京方言と東北方言と広島方言とに、価値の上で違いはなく、それぞれが言語体系として対等に存在している。これが近代言語学に立脚した戦後の考え方である。互いに競い合い、人気の高い方言が普及の範囲を広げていくことになる。自由競争に任されているのだから、戦後の民主主義の原理によく合つていた。広く普及し共通に話されることばが、共通語なのである。その結果、辞書にはまだ近畿方言とみなされているガメツイ（金を出ししぶるさま）などを共通語、ないしは標準語だと思つている人が出た。東京方言にはこれを言いあわらず形容詞が無いのだから、全国共通語に成りやすかつたのも当然である。また、東京方言で梅雨をニューバイと言うが、全国共通語では西日本の言い方のツユが普及している。東京方言には情緒の細やかさを言いあらわすことばが少ないので、今後各地の方言からどんどん共通語化していく語が増えると思われる。このように、戦後のことば社会では、群雄割拠が放任されたのである。

ところが、政治だけが東京を中心に集権化したのではなかつたようだ。文化も経済も交通も意識もすべて、一極集中に傾いた。都市化と過疎化が進めば進むほど、*「かっこいいことば」*が東京方言だとされ、それがお手本と見なされ

るようになった。せっかく、方言それぞれの平等が戦後の民主主義の基本であったのに、今では東京方言を標準語と見なす考えがはびこっている。マスコミの影響や首都機能の必然的な力など、これには、いろいろな要因が考えられるけれども、東京方言の帝王化がすすみ、他の方言に対して一層優位な地位を確立した。

三、さまざまな人の方言観

戦後、方言をどのようなものと、人は考えてきたのであろうか。国語と国語教育について、次に、四人の意見を取り上げてみたい。

1. 柳田国男

官僚、新聞記者、民俗学者、方言学者、国語教育学者など様々な肩書を与えても余りある巨人である柳田は、今日でも決して古くない卓見を述べている。該当する部分を『定本柳田國男集第十八卷』から次に抜き出す。

「表現の國語教育は、どうしても話方から始めなければなるまい。話すのと同じ心持を以て筆を執り、一方には又話すのと同じ用語によって、思惟することを教へなければならぬからである。」(547P)「今までの國語学は、少なくとも文献本位であった。耳の学問でなく眼の研究であった。多くの書き言葉の、それも少しばかり古くなったものを、唯一ともいってよい資料にし

てゐた。」(593P)

大戦後の昭和二十二年にすでに柳田は、平成元年の文部省指導要領で新学力観として「話しことは重視、音声言語重視」が力説されるのを先取りするかの如き発言をしている。しかし、次のように、方言に対する筆者の考え方と必ずしも一致しない記述も見られる。

「標準語とは何ぞや。是は讀んで字の如しと謂つても一應の答になるのか知らぬが、それをほゞ具體的に説明することは、實は日本方言學會の諸君で無くしては出来ない。何となれば、標準語は即ち方言に對する言葉、方言あつて初めて存在を認められる名稱だからである。従つて標準語はどこに在るといふ問ひに對して、未來に在る、理想に在る、もしくはまだはつきりと見つかつて居ないと、答へることの出来る人が現はれるのを、我々は待たなければならぬのである。」(591P)「だから自然の進みに任せて置いても、いつかは國語はよくなり標準語は完備する時が来るものと、私も樂觀はしてゐる」(598P)

方言は現実態であるのに対し、標準語は存在しない架空のイメージである。それをあたかも未來に標準語が存在するかの如き仮想実体として対峙させる思惟はいかがなものか。「非標準語と標準語」と問題提起されているならば、それなりに理解することができた。方言は、標準語をはるかに越えた、スケールの大きなもののはずである。これについ

ては後述する。

2. 東条操

方言学の母と称され、戦後の方言研究や現代語研究の先導者であった東条は、後進に慈愛を注ぎ励ました。方言区画は東条のモットーでもあり、戦後日本の方言学がめざしてきた目標として、世界の方言研究史においても特色を示す。全国の方言研究者が東条にあこがれ、敬慕していた。

東条は、柳田が標準語への統一を主張するのに対し、違った考え方を発表する。昭和二十八年の「方言と標準語」の論文では、次のように述べている。

「結論を先に言くと、わたしは標準語と方言とは併存すべきものだという持論の所有者である。明治の初年には方言撲滅論という物騒な運動があつた。これは方言の存在は標準語の普及に有害であるという誤つた前提に立つ暴論である。いったい、言語はその行われる地域の社会相によつて変容すべき理をもっている。方言撲滅などという議論はこの自然の理にさからうものである。いくら一国内の交通が容易になつても、農村あり、山村あり、都会あり、鉱山もある。その違つた社会の言語が全然同一であるはずはないではないか。もちろん、交通が自由となり、国語教育が盛んとなり、どんな村でもラジオの聞ける今日である。村々の方言の特色がだんだん薄れて東京語風になつてきたことは事実であり、おそらく今後はますますその傾向は強く

なるだろう。しかし、全国がただ一つのことばとなつて、地方色がまったく消滅する世は決してこない。

標準語と方言との併用ということは、いわゆる二語併用(Bilingualism)とは違う。二語併用は二つの種類の違つた言語を併用することで、アイヌの人が、アイヌ語と日本語とを併用しているのはその一例である。標準語と方言の場合は、これは同一国語であつて二語ではない。したがつて二語併用の際に起こる弊害は、この場合には起こらない。洋服と和服とを併用することと、同じ和服の中で晴れ着とふだん着とを準備することは、似てはいるがいささか事情が違う。洋服または和服だけでも暮せないことはないが、晴れ着とふだん着とを用意することはぜひ必要なことである。もちろん朝晩、制服だけでも暮せば暮せるかもしれない。ただ、われわれはそういう生活はやはり無理な生活だと考えている。標準語だけの使用を強要するのは、晴れ着常用論であり、制服万能主義である。同じわけであれわれはふだん着だけでは暮せない。晴れの会合に出たり、客の前に出るときはやはり晴れ着が必要である。この二とおりはぜひ準備すべきものである。

誤解を招く恐れがあるから断つておくが、わたしは決して廃語とならうとしている前代のことばを天然記念物か何かのように、その保存をはかるうというものではない。ただ家庭や郷党の間では、その社会に最も

適應しており、日常使い慣れている方言で心安く話をすることを勧めたいのである。」

かなり長く引用したが、東条の穩健な考え方がよく表れているし、卑近な例で誰にも分かるように、噛んで含める口調が人柄をにじませているので、まとまりのよいくだりまで採った。東条の考え方は、そのまま今日の文部省指導要領に生かされているといつてよい。「小学校学習指導要領（平成元年）」の「第四学年」〈言葉遣いに関する事項〉(ウ)には、

〔ウ〕 共通語と方言とは違いがあることを理解し、また、必要に応じて共通語で話すようにすること。』

とある。又、五・六学年では同じ文面で、

〔ウ) 必要な場合には、共通語で話すこと。』

とされている。東条の考えも平成元年の「指導要領」も、穩健なのがよい。選択する権利が主体者の側にあり、為政者による規制がないのが何よりも尊い。柳田は常民の立場で物を見ているようでありながら、先に引用したように、やはり、官の側から標準語化に向けて音頭をとり続けた。

柳田の後を承けた東条は併存主義というか、庶民の側から、毎日のことばの幸福こそが大切だと力説したのである。官と民とのちがいがはつきり出ていて、興味ぶかい。平成元年の指導要領が、「必要に応じて共通語で話すよう」に柔軟な姿勢を示しているのも高く評価すべきである。やっと

民の側にも視点が向けられてきたのである。

3. 藤原与一

昭和二十三年五月脱稿の論文^(注6)「生活語としての方言の研究」(『國語學』第二輯、養徳社、國語學會、昭和二十四年五月刊)には、藤原先生の名文が見える。

方言を生活語とする考えが、情熱をこめて語られている。「方言は、われ／＼にとつて、もつともしたい、生活の事実である。方言を生活語と見ることは、われわれの、体験からの要求である。方言の対象を深くうけとろうとすれば、いきおい、生活語の見かたにおもむかないではいられないであらう。

方言は渾然とした一團の言語生活である。地方語の一現象をとらえてみても、それには、その言語團體の、方言生活の感情がこもっている。」

とあり、方言＝生活語＝言語生活とされる。これは西尾実の考えと符合するものである。方言と標準語との関係については結論で、

「方言を地方語とし、中央語を考えて、兩者を対立させるのは、平面的外面的な方言観にかたよつたものである。方言に國語を見る立場からすれば、地方語と中央語とのけじめは、いらないことになる。方言を自覚的にうけとれば、まず生活語がある。これが、じぶんのよつて立つ國語である。一方言は國語にひろがる。中央語があるとすれば、それは、じぶんの生活語の擴

大のうちに、おさまってくるものでなくてはならないだろう。

標準語というものも、この生活語の、中枢標準になるものである。一地方語には、一地方語なりに、そのうちに、標準語意識がある。これが成長して。一國語の標準語観になる。國語の標準語体系は、日本語方言の生活語の事実から、みちびかれるべきものである。」その後、『方言生活指導論』（昭和五十年十月、三省堂）で、方言生活↓共通語生活↓標準語生活へと高めてゆくべき具体的な実践が示される。方言生活指導の目標は、

「要するに、私は、ここで、ゆたかな標準語生活を目標にして、本稿をつづつていきたい。ゆたかな標準語生活は、もとより、ゆたかな方言生活にもとづくものである。ゆたかな標準語生活が、言語生活即精神生活として高尚なものであることは、もはや、くりかえすまでもなからう。」（18P）

とあり、究極目標が標準語への収斂である点で、柳田國男の考えと符合している。柳田に「言語生活の指導」と（昭和十四年十二月）という論文があつて、

「言語の二重生活を我邦の免れ難い現象と認め、少なくとも指導者だけは、その二重生活に陥ることを奨励するが如き、説をなす人の態度には感服できない。」

と烈しい口調で、方言と標準語との併存を否定している。藤原先生の考え方は、柳田のに比較的似ている。

4. 柴田武

戦後、國語の民主主義化に多大な貢献を成した学者の一人が柴田武先生である。共通語という術語の製作は、柴田先生が文字政策にかかわつておられたころの産物とされている。

共通語の概念について、最近の著書『日本語はおもしろい』^(注)の中で、次のように述べている。

「共通語」の本来の概念は、イルモオルも共通語、イクラもナンボも共通語とするようなものである。共通語は、もともと測定や説明のための術語である。「来ます」の「す」の母音が、ほとんど消える方言も、はっきり「スウ」と母音を発音する方言も共通語の仲間である。あるいは、「し・し・する・すれ・しろ」と活用することばも、「し・し・しろ」と活用することばも、共通語に含めることができよう。また、それはアクセントなどはまったく指定されないような言語でもある。ともかく、全国どこでも通じさえすればいいような、方言間の共通の言語である。「許容日本語」とでも言うべきものである。」（44P）

方言を良い・悪いで差別したり、田舎だ・東京だと落差つけたりしないで、「許容日本語」が共通語なのだとする叙述は、いかにも寛大な著者の人柄を表している。標準語については、『柴田武にほんごエッセイ2』で次のように述べている。^(注)

「これから、交通・通信・教育・マスコミがますます発達して、日本全国がいつそう狭くなり、それに付れて、方言の違いはだんだん小さくなっていくに違いありません。そのことは全国的なコミュニケーションにとってどうしても必要なことです。そうして最後には、方言がほとんど消えてしまうことも考えられます。しかし、言語のすみずみまで全国一つになるのにはまだ相当の時間が必要だと思えます。日本全国が一つの町一つの村のようになるのはそう容易なことではないと思うからです。富良野町では、方言が統一されるどころか、新たに分裂してもあるのです。

こういうことを考えると、ここ当分の間は、方言も使い、共通語も使うという時代が続くのではないかと思えます。家庭のなかや友だちどうしでは方言を使い、家庭のそとやよその町の人とは共通語を使うという、方言と共通語とを場に応じて使い分ける二重生活をする事になります。それを言語生活のむだだと言う人もありますが、そのむだを無理押しになくすることは、言語生活に無用の混乱を起こすだけのことだと思いません。」(38 P)

著者の考え方は、東条のとは少し違っている。東条は積極的に方言と標準語との併存を説き、普段着と暗れ着との併用を例にひいて、豊かな言語状況こそ尊いとした。しかし、柴田先生は必ずしも方言と全国共通語との併用を積極的に

支持しているわけではない。緩やかに理想の標準語へと統一されていくことを期待しつつも、じつと見守るという態度のようである。

以上、柳田国男・東条操・藤原与一・柴田武の四人について、それぞれの人の数多い著者の中から該当箇所をとり出して、筆者なりの解釈を施した。

言語の学問では、四者の考え方にそれなりの合理性がある。筆者も恐らく、方言と標準語との関係を学問のこととしてのみ思索するならば、四者とよく似た結論になるかもしれない。しかし、教育の視点を導入すれば、全く別な発言をしなくてはならないと思う。それを次の章で述べる。

四．人格語としての方言

まったく意外だったと思われるかもしれないが、方言を「人格語」と考えるべきことを以下に述べていく。

1. 「伝達」に気をとられた「方言と標準語」論議

前の章までに、方言と標準語についての思潮の流れや、時代をリードしてきた賢者の考え方を検討した。それらは、「伝達の道具」としての国語を基礎にして発言がなされていた。戦後五十年間、その定義は常識とさえなっていた。しかし、「伝達」とは表現された言語事実が理解されるまでのマスコミコミュニケーションをさしているのであって、その機構の背後にある人間については考慮しないものである。

つまり、方言は狭い範囲に行われることばであり、共通語は広い範囲に行われるものであるとするのは、伝わるか伝わらないかの基準でとらえたものである。そのような効果や機能の枠組みでとらえられるのは一面的にすぎるのであろう。しかも、方言と標準語についての考え方が、がんじがらめに固定化した常識で垢にまみれているのにも問題がある。たとえ、方言を生活語にかえてみても、「どうか通じますように」と方言を共通語に転換する試みを行うというのは、やはり「伝達」の視점에立っている点で、あまり大きな違いはない。

たしかに、言語は社会現象であり、社会的事実なのだから、集団内での流通と効果とが課題になるのは当然である。国語事実は社会学の中で事態と考えるべきものだからである。社会の中での伝達が中心の眼目ならば、なおさらのこと、個人についての視点が重要だということでもある。

そこで筆者は、方言を個人の側から見つめ直して、新しい立脚点に立つべきことを申したい。今まで、あまりにも個人への配慮を欠いて、広く伝わることを重視してきたのではないかと、との反省をこめての指摘である。また方言は、きわめて個人的なものであって、ひとりひとり、まったく異なるものなのである。個人差を捨象して共通度の高いものをよしとする方向を否定できないが、筆者は、原点に立つ方言話者個人の主体性と人間性を尊重する姿勢を大事にしたいと思う。

2. 生まれて三歳までに体系が決まり、一生涯指紋の如く身に沿うもの、それが方言

どこの地域のどこの家の誰の子として生まれるかは、宿命的に決められるもので、自分で選択できることではない。女に生まれるか男に生まれるか、どんな顔だちかも、皮膚の色も生まれつきのものである。気がついたのちに、意志で変更できるようなものではない。方言もそれと同じである。

近畿で生まれた子が、近畿アクセントでアタマ、オンナ、オトコ、コトバ、カタキと言っていたのを共通語教育だということ、矯正しなさいと言われて、アタマ、オンナ、オトコ、コトバ、カタキへと直すことは容易でない。又逆に東京アクセントの人が近畿アクセントに改めることも困難である。個々の語についてはA方言からB方言への型の移動は可能であるが、アクセントの類別体系の枠組みは、2、3歳ごろにはすでに決まってしまうし、それ以後変えることはできない。母音の中舌化についても、自覚的に直したら、直したというごちなさが、発話の中に出る。

文法にしても、敬語の動詞をとるか敬語の助動詞をとるかの修辭的な選択に地域差が出たりする。語彙は数万もあるので、共通語と語形が同じでも濁音化のあるなしや長呼のあるなしなど無数に方言的特色があり、それらは気づかないまま保存され、発話に出てくる。ただ、宿命的に定まったアクセントは変えられないものだという常識が破られ、

一型アクセント地域の生徒が東京アクセントに変わったとの報告もあつたりするが、信頼できる報告例が少なく、これを教育の問題にとりあげることができない。

このように、方言の習得と固定化はフェータル(運命的)で方言社会成員に避けられないものである。体系とみなされる以上、それを変えさせる教育などという拷問は、どういふ思想なのかと発問しなくてはならなくなる。

つまり、基本的人格としての一個人語方言といつてもいいからである。その土地ではじめて、ことばを習得して我が思いを表現した喜びにひたっていたとき、その人格を否定すべく、ことばをとりあげたというのに等しいであろう。方言は余儀なきことばなのである。だから、方言は、生まれて初めてことばと出会い人格を形成していく上で、「人となる」ときの、へその緒だったのである。へその緒とちがうのは、方言は三歳ごろに体系として形成されたら、生涯、若干の変容をたどりつつも、その骨格が維持されるということがある。そして、年をとつてから再び、幼児期の方言をとりもどしたりすることだつてある。へその緒は不用になつたら捨てられるが、方言は捨てられないのである。

3. 人格語としての方言

愛知県の方言に、「育つ、成長する」意味でヒトナルという語がある。「育てる」ことはヒトネルである。土地の人は「人と成る」が語源だという。真偽のほどは確かでないが、こういう方言を覚えて育つことが、まさに「人間になる」

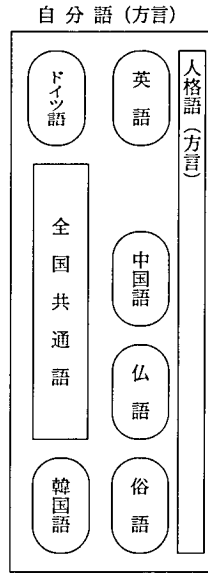
ことだと思ふ。三歳ごろには、もう方言の文法もアクセント体系も、音韻体系も決まつてしまつてるのである。方言は人間の形成と深くかかわつた全体である。昔の方言集で見られるように、珍しい単語が方言だと考えればいつだつて取り換えればいいではないかということになる。しかし、方言は音韻・文法・語彙の体系の総体なのだから、取り換えはできにくい。それゆえ、すでに個性として形成された人格語たる方言を、仮空の全国共通語||東京方言に改めさせようとする教育が、いかに人権蹂躪かは容易に判断されよう。

方言はどの方言も平等の価値を持つ。それは人格が平等であるのと同じである。汚い方言があるわけではなく、下等な方言があるわけでもない。静かに客観的に、一人一人の人間存在そのものとして、その人とともに存在している。方言社会の一人一人が皆違う方言実体であるから、理論的には、その地域の方言全体を論じることではできない。何となく、集団としての似よりがあるだけのことである。

筆者は、子供が自分の方言に誇りをもつて、堂々と語ることができるような場を、教育上でも生活上でも作つてやつてほしいと願つてゐる。優位な言語へ向かわせるコンプレックス化教育だけは、行つてほしくない。すずんで自語を分析でき、使いなれた自分のことばで天下国家を論じ、宇宙や文化、芸術を語り、自他の人格を大事にする人間になつてほしいと思ふ。

4. 文体の一つとしての全国共通語

方言は人格語である。人は、自覚的に方言を見つ、他方で社会を拡大してゆかねばならない。その過程で必然的に「伝達」の道具として英語を学んだり中国語を学んだりするだろう。このような表現手段の一つとして、全国共通語を学ぶことにすればよいのである。模式図で示せば、



のようになる。人格語としての方言と共に、文体としていくつかの伝達の道具を持つべきだが、その中のかなり重要な手段として、全国共通語を考えることで十分だろう。今までは方言が、標準語へと矯正されていくべきだとか、撲滅すべきだとかの論議がなされてきた。しかし、これからは人格語としての方言を、アイデンティティとしてしっかりと客観視し、その上でいくつかの文体を伝達の道具として習得し、それらを使用していくという考えに立つべきだと思う。

ただ断っておきたいことがある。国際化時代に方言を人格語だとして尊重しては、情報化や画一化の時代に遅れ、国家間の競争に遅れるとの反論が予想される。

筆者は人間の幸福は個の尊厳が守られ、人格が全体像として認められることだと思う。このごろのように効率主義に傾きかけた時期にこそ、個性そのものである方言への正しい認識をうながしたいと思うのである。

○おわりに

言語の科学としての方言の研究では、「方言」と「標準語」とを対比させてしか扱ってこなかった。方言は社会学や人類学の対象であるべきだが、それは手薄だった。方言は、決して国語のただけで扱ってはいはならないものである。教科ごとに縦割りにした教科教育内では、方言を正当に考えることができない。方言は複合的で、人間の根源にかかわり、人間存在そのものを問うものだからである。

(注1) 国語調査委員会編『音韻調査報告書』(明治38年3月17日刊)の「序言」に記された文章の一部である。

(注2) 沖縄県糸満市のひめゆり会館には、軍部による方言使用禁止文書が展示されていた。一九九四年四月のことだった。

(注3) 岩手県下の小学校でも方言を喋った子には罰則があったと報告されている。

(注4) 柳田國男『定本柳田國男集第十八卷(新装版)』昭和四十四年十一月刊、筑摩書房による。

(注5) 東条操『方言学の話』(昭和三十二年十二月、明治書院)に収録されている。

(注6) この論文は今日の武蔵野書院発行に定まる前の『国語学』に載ったものである。

(注7) 柴田武『日本語はおもしろい』(一九九五年一月二十日、岩波書店)による。

(注8) 柴田武『柴田武にほんごエッセイ2地域のことは』(一九八七年十二月十五日、大修館書店)による。

——(一九九六年一月五日記)——

(広島大学)